

尊重して、常に当該利用者又は家族の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないとされている（人員、設備及び運営に関する基準第3条第2項）。このため、旧体系施設の設置者は新体系サービスへの移行に際し、利用者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、相談窓口の開設や個別面談の実施等、新体系移行に伴う利用者や家族の不安解消に努めることが重要である。各都道府県におかれては、必要に応じ、旧体系施設の設置者が実施する利用者や家族に対する説明会等に職員を派遣する等の対応についても検討されるようお願いする。

② 利用者の障害程度区分の認定

新体系サービスへの移行に際し、旧体系施設の利用者に対して新体系サービスに係る介護給付費の支給決定を行うためには、障害程度区分の認定が必要となる。障害程度区分の認定については、認定調査、医師意見書の提出、市町村審査会による審査及び判定などの手続きを要するため、旧体系施設の設置者は、利用者や家族に対し、新体系サービスへの移行について十分に時間的余裕をもって説明し、障害程度区分の認定手続きの申請について同意してもらう必要がある。なお、訓練等給付の支給決定の場合には、障害程度区分の認定は行わないが、認定調査は行うことに留意が必要である。

③ サービス管理責任者の配置

指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設においては、サービス利用者の個別支援計画の作成や他の従業者に対する技術指導・助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要である（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所及び重度障害者等包括支援を除く）。

そのため、サービス管理責任者の要件を満たす職員がいない場合には、新たに、一定の実務経験と相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者研修を修了したサービス管理責任者の要件を満たす者を雇用する必要がある。

なお、サービス管理責任者に係る研修要件については、現行制度上、平成24年3月末までの間は、当該研修を修了していない場合であっても、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たすものとする経過措置を設けているところであるが、当該経過措置は廃止し、平成24年度以降の取扱いについては、以下のとおりとしているので、ご留意願いたい。

また、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造

改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内のサービス管理責任者の実務経験に係る要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を実施している。

本事業については、昨年9月7日に通知を示したところであるので、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

【平成24年4月1日以降の新規指定の事業所】

事業開始後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。(現在の取扱いと同様)

【やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した事業所】

当該事由発生後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

※ 都道府県は、欠如した際の届出があった場合にやむを得ない事情について確認すること。

【平成24年3月末に指定されている事業所】

平成25年3月31日までは、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

なお、多機能型事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設（以下「多機能型事業所等」という。）については、平成25年3月31日までの間に当該事業所等において提供されるいずれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、平成27年3月31日までの間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

※ 別途通知により、都道府県において、今年度中に当該経過措置の対象者数を把握した上で研修を確実に修了するための研修計画を作成するとともに、当該計画等について障害福祉課に報告を依頼する予定。